

議案第 46 号

太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
について

太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年 8月29日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

太宰府市可燃専用袋特小サイズを追加することに伴い、条例の一部を改正する
必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1
号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和53年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項第1号中「小1枚15円」の次に「、特小1枚10円」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。